

貸出ダンプ制度の経過と今年度の方針について

1 経過（平成31年第1回定例会時）

貸出ダンプ制度における、市民との協働事業について、今後、どうあるべきか抜本的な制度の見直しも含め検討が必要であるため、1定での予算計上は見送り、3定での予算要求を行う。

2 アンケート調査

貸出ダンプ制度における今後の制度設計の参考とすることを目的に、制度を利用している団体から問題点と課題等を把握するため、本年4月にアンケート調査を実施した。

○調査結果について

	調査数	回答数	回収率
平成30年度利用団体数	242団体	160団体	66.1%

・転回場の必要箇所数について、2箇所以上を利用したい人の割合が約4割（52件／142件）

・この制度は大変良いことなので、今後も制度を続けてほしい。（同様の意見42件）※[自由記載欄]

3 基本的な考え方

制度の見直しについては、今回のアンケート調査結果で現行制度の維持を求める意見を踏まえ、拙速な制度変更により混乱を招かない様、雪対策基本計画策定に関わる懇話会、分科会等や市民の皆さんの意見を聞きながら、引き続き検討したい。今後の予定としては、当該計画策定後（令和2年6月予定）、制度設計を開始し、令和3年度の見直しに向けて作業を進めたい。

4 今年度の方針

現行制度の問題点の解決に向けた変更点

今年度については、大きな見直し・変更は行わないが、「**転回場**」について下記のとおり、変更を行う。

	問題点	変更点
①	道路上のみで作業を行うなど、転回場が不要と見受けられる箇所がある。	道路幅員が8m以内に制限する。（道路幅員8mを超える場合、転回場の申請は対象外）
②	転回場の規模について、現行制度は作業に必要な最小限の範囲となっているが、明確な制限がないため、過大な規模と見受けられる箇所がある。	転回場の面積は、100㎡程度（10m×10m）までに制限する。
③	転回場の箇所数は、アンケート調査の回答で、約4割から、複数個所の要望がある。	申請延長が200mを超える場合、最大2箇所まで（ただし、200m区間ごとに1箇所とする）に緩和する。